

柏市感染症予防計画(案)の主な変更点について

No.	該当箇所	変更後	変更前	変更の理由
1	第1 感染症の予防の推進の基本的な方向 5【p.8】	(2) 市民の役割 また、 <u>偏見や差別により感染症の患者及び医療関係者等の人権を損なわないようにしなければならない。</u>	(2) 市民の役割 また、 <u>感染症の患者等について、偏見や差別により患者等の人権を損なわないようにしなければならない。</u>	県計画案の修正に即した変更。
2	第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 2【p.18】	(1) また、市は、必要な対応について、あらかじめ県衛生研究所、 <u>大学の研究機関等との協力体制を構築しておく。</u>	(1) また、市は、必要な対応について、あらかじめ県衛生研究所等との協力体制を構築しておく。	関係機関への説明の中で寄せられた「コロナ禍で構築した検査に関する協力体制を維持すべき」との意見を踏まえた追記。
3	第8 宿泊施設の確保等に関する事項 【p.23】	<u>宿泊施設の確保については、県予防計画に基づき、地域の実情に応じた対応を県と協議の上で実施する。</u>	県予防計画に基づき、 <u>県と連携して対応する。</u>	現時点での県との役割分担に基づき、協議しながら市の役割を果たすという趣旨が分かりやすい表現に修正するもの。
4	第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者または新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する項目 3【p.25】	(2) 外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たっては、第二種協定指定医療機関や地域の医師会、薬剤師会、看護協会または民間事業者に委託することなどについて、 <u>必要に応じて協議、検討する。</u>	(2) 外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たっては、第二種協定指定医療機関や地域の医師会、薬剤師会、看護協会または民間事業者に委託することなどについて、検討する。	関係機関への説明の中で寄せられた「在宅療養者への医療提供に民間委託を導入する際には関係者間の協議が重要」との意見を踏まえた追記。

5	<p>第13 感染症に関する啓発, 知識の普及と患者等の人権の尊重に関する事項 1 【p. 31】</p>	<p>市においては適切な情報の公表, 正しい知識の普及等を行うことが, 医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが, 市民においては感染症について正しい知識を持ち, 自らが予防するとともに, <u>患者及び医療関係者等</u>が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。</p>	<p>市においては適切な情報の公表, 正しい知識の普及等を行うことが, 医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが, 市民においては感染症について正しい知識を持ち, 自らが予防するとともに, <u>患者等</u>が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。</p>	<p>県計画案の修正に即した変更。</p>
6	<p>第14 緊急時における対応 4 【p. 34】</p>	<p>(1) また, <u>市消防局及び市立柏病院</u>等の庁内関係部署と, 感染症に関する情報等を適切に共有する。 (5) 市は, <u>医療機関及び市医師会</u>等の医療関係団体等と緊密な連携を図る。</p>	<p>(1) また, 市消防局等の庁内関係部署と, 感染症に関する情報等を適切に共有する。 (5) 市は, 市医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図る。</p>	<p>関係機関への説明の中で寄せられた「公立病院の役割について触れる必要があるのではないか」との意見を踏まえた追記。 併せて緊急時における連絡体制について追記。</p>